

情報の管理と流通

第4講 「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」

久世均
(岐阜女子大学・教授)

【目 的】

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインが総務省から提言されている。ここでは、図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みを構築し、知の地域づくりを推進するため、地域の知の記録組織で活用することを提言している。

【学習到達目標】

- a. 知の地域づくりの推進するために必要なことは何かを説明できる。
- b. デジタルアーカイブの構築・連携において大切なことを説明できる。

デジタルアーカイブの構築・連携

- ◆ 「デジタルアーカイブ」を「図書・出版物、公文書、美術品・博物館品・歴史資料等公共的な**知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み**」を指すものとする。

このことにより、

- ◆ デジタルアーカイブを活用することで、いつでもどこでも、調べごとや学習・研究が行えるようになる。
- ◆ また、今までは広く公開されていなかった資料をデジタル化して公開することで、貴重な知的資産を誰もが見られるようになる。

このためには、

- ◆ デジタルアーカイブの構築・連携の方策を具体的に検討するうえで、自組織の現状に即した運用マニュアルを持ち、デジタルアーカイブ構築・連携の方針・戦略を定める必要がある。

ガイドラインの構成

- ◆ 「**第1章 デジタルアーカイブの構築**」では、デジタルアーカイブを構築するにあたっての前提を説明
- ◆ 「**第2章 デジタルアーカイブの連携**」では、構築したデジタルアーカイブの効果を高める「連携」の考え方について説明
- ◆ 「**第3章 デジタルアーカイブの実例**」では、第1章・第2章で紹介してきたデジタルアーカイブを実際に構築した例を取り上げている。
- ◆ 「**第4章 デジタルアーカイブの構築・連携の課題**」では、デジタルアーカイブに関連する課題を示している。
- ◆ 「**第5章 デジタルアーカイブの構築・連携の手引き**」では、連携可能なデジタルアーカイブを構築する際の手順を示している。

研究課題

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインをよく読んで、それぞれの組織のデジタルアーカイブ構築・連携の手引きを完成しなさい。

情報の管理と流通

第4講 「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」

久世均
(岐阜女子大学・教授)